

令和2年度 事務事業総点検シート(1)
[令和元年度事務事業]

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	障害者虐待防止事業				シート番号	011-111
担当部署名	健康福祉	局	障害福祉	部	障害施策推進	課 評価責任者(課長名)
						小須田

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	3	障害者等が自分らしく輝いて暮らせる地域社会の実現	無
	2	事業開始年度	平成 24 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)			
	4	関連計画	第4次堺市障害者長期計画、第5期堺市障害福祉計画			
5	事業実施の経緯	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行(平成24年10月1日施行)に伴い事業を開始した。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関 (障害者更生相談所) <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ()			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	障害者及びその養護者等			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	障害者に対する虐待の防止、養護者に対する支援等を行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資すること			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待通報や相談を受理し、障害者の安全を確保するために事実の確認を行うこと ・障害者及び養護者に対し、障害者虐待に関する相談、指導及び助言を行うこと ・障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと ・障害福祉サービス事業者等に対し、研修、指導及び助言を行うこと 等 			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 () 大阪弁護士会、大阪社会福祉士会				

Ⅲ. 投入量

項目	単位	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	
11 事業費 (a)	千円	11,295	7,280	11,649	9,212	10,271	8,609	10,041	
主な事業費内訳	報酬	千円	7,403	4,593	7,403	6,361	6,555	6,755	7,077
	賃金	千円	2,050	1,625	2,099	1,671	2,135	639	
	通信運搬費(専用電話代等)	千円	194	392	464	380	365	336	360
	消耗品費(啓発リーフレット等)	千円	366	272	355	354	330	330	285
	国・府支出金	千円	8,470	5,479	8,736	6,909	7,702	6,456	7,530
財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円							
	市債	千円							
	その他()	千円							
一般財源	千円	2,825	1,801	2,913	2,303	2,569	2,153	2,511	
12 人件費 (b)	千円	24,900	23,200	24,900	24,900	24,700	23,850	25,900	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	36,195	30,480	36,549	34,112	34,971	32,459	35,941	

令和2年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	障害者虐待防止事業	シート番号	011-111
-------	-----------	-------	---------

Ⅳ. 評価(測定・分析)

ロジックモデルの考え方



[14] 令和元年度実績の欄に定性的・定量的情報も含め、活動・結果・成果について具体的に記載

[15] または [16] に定量的な指標、または定性的な目標を記載

事業の活動実績や成果

令和元年度実績								
活動実績と成果	14	<p>正規職員2名、非常勤職員2名の専従職員に加え、正規職員兼務者2名を障害者虐待防止の職員として配置し、障害者虐待通報や通報に準ずる相談に対応し、啓発活動や研修を実施した。令和元年度は市民を対象とした啓発活動として障害者虐待防止啓発パネル展示を各区役所・市役所、堺市立健康福祉プラザにおいて計8回実施した。また、障害者虐待防止事業に携わる本市職員向けの研修、市内障害福祉サービス事業者向けの障害者虐待防止研修を実施した他、個別の障害福祉サービス事業所からの依頼に応じた障害者虐待防止研修も実施し、その回数は計7回となった。啓発活動や研修、また関係機関との連携を継続した結果、平成30年度に比べると相談案件数は減少したものの、概ね目標としている件数の対応を行うことができ、障害者の権利利益の擁護に資することができた。</p>						
	15	指標名【活動指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		啓発活動回数	回	目標値	15	15	15	10
			実績値	16	16	15		
			達成率	107%	107%	100%		
	評価		良い	良い	良い			
	算出方法・設定根拠など		啓発活動回数は新型コロナウイルスの影響により個別の事業所への研修講師出席回数を見込まずに目標値を設定。					
	16	指標名【成果指標】	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		相談案件数	件	目標値	-	-	-	196
			実績値	158	236	195		
			達成率	-	-	-		
	評価		-	-	-			
	算出方法・設定根拠など		令和2年度より新たに相談案件数の目標値を設定。目標値は過去3年度の平均数値によるもの。					

事業の効率性

区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
17	①	啓発活動回数	回	16	16	15
	②	上記①にかかる年間経費	千円	40	52	52
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	2,500	3,250	3,467
	備考(算出についての説明等)					
区分		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
18	①	相談案件数	件	158	236	195
	②	上記①にかかる年間経費	千円	30,480	34,112	32,459
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	192,911	144,542	166,456
	備考(算出についての説明等)					

業績の分析

19	目標を達成できた、または達成できなかった要因や効率性についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)
	<p>啓発活動は市民を対象としたパネル展示を各区において実施し、障害福祉サービス事業者等からの依頼に基づき虐待防止研修の講師派遣に協力することで、制度の周知や虐待を起さない支援の重要性を伝え、虐待発生の予防と相談の重要性を伝えた。相談案件数は過去3年の平均より若干減少しているが、国の行う虐待対応状況調査では全国的に相談件数は増加傾向にあり、障害者が虐待を受けていることを24時間相談できる窓口と、迅速に対応できる体制が整備できている。</p>

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありましたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありましたか。
- 有効性は高いですか。低いですか。
- 効率性は向上していますか。
- RPA等をはじめとするICTを活用する余地はありましたか。
- ターゲットに応じた最適媒体の選定など、戦略的な広報ができていましたか。

令和2年度 事務事業総点検シート(3)

事務事業名	障害者虐待防止事業	シート番号	011-111
-------	-----------	-------	---------

《V. 点検》

＜点検の前提＞

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の財政運営は今後一層厳しくなる
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立をめざす

○上記「点検の前提」を踏まえ、事業の抜本的な見直しを検討するもの。 ⇒ 確認

コロナ禍を踏まえた点検（必要性・有効性・効率性）	20	本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を廃止できないか。	事業廃止の可能性 <input type="checkbox"/> 廃止できる <input checked="" type="checkbox"/> 廃止できない	廃止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 障害者虐待防止事業は障害者虐待防止法で市町村業務として位置づけられており、廃止することはできない。	
	21	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、当該事業を休止(延期)できないか。	事業休止の可能性 <input type="checkbox"/> 休止(延期)できる <input checked="" type="checkbox"/> 休止(延期)できない	休止した場合に市民生活等に及ぼす具体的な影響 20と同様	休止の場合の再開時期 <input type="checkbox"/> 令和2年度中 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降
	22	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 本市財政運営が厳しくなることが想定される中、事業規模を縮小するなど、コスト縮減を図ることができないか。	コストの縮減 <input type="checkbox"/> 一部廃止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 一部休止しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 規模等を縮小しコスト縮減できる <input type="checkbox"/> 事業手法等を改善しコスト縮減できる <input checked="" type="checkbox"/> 縮減できない	縮減できる場合は具体的な縮減内容、できない場合はその理由 コストの大半は人件費であり、人件費以外では電話料金、消耗品費、研修開催にかかる費用等、事業を継続するために必要な経費となっている。	
	23	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 社会経済活動の維持・回復のほか、3密を避けるなどの市民や民間の活動変容への対応に向け、実施手法を改善する必要がないか。	事業手法の適切性 <input checked="" type="checkbox"/> 改善する必要がある <input type="checkbox"/> 改善する必要がない <input type="checkbox"/> 既に対応できている	改善する場合は改善策、その他は理由 毎年実施している本市障害福祉サービス事業者向け障害者虐待防止研修については多くの参加があるため、研修資料の公開や送付等、3密を避けるべく実施手法を検討する必要がある。	
	24	(20で廃止できるを選択しなかった場合) 効果的・効率的な事業の実施に向け、右に掲げる視点から改善できないか。	効果的・効率的な事業実施(以下の観点で、改善する(または改善済)場合は■、改善しない(改善余地がない場合を含む)場合は□) ① <input type="checkbox"/> 公民連携の推進 ② <input type="checkbox"/> ICT活用による効率化 ③ <input checked="" type="checkbox"/> 他部署等との適切な連携・役割分担 関係部署名 (保健福祉総合センター) 関連事業名 () ④ <input checked="" type="checkbox"/> 国・府等との適切な役割分担・連携 ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> 他政令市等との比較におけるサービス水準の均衡 ⑥ <input type="checkbox"/> その他 ()	理由・説明 既に保健福祉総合センターや障害者基幹相談支援センターと役割分担し、連携して事業を実施している。また、必要に応じて大阪府に相談し、大阪府のワーキングに他市町村とともに参加する等、大阪府や他市町村とも連携し、サービス水準の均衡を図ることができている。今後もより効果的な連携を継続していく。	
25	これまでの点検を踏まえ、今後の事業のあり方についてどのように考えるか。	事業の方向性 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止または延期 <input type="checkbox"/> 事業を縮小 <input type="checkbox"/> 改善して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状を継続 <input type="checkbox"/> 事業を拡充 公金投入の方向性 <input type="checkbox"/> ゼロ <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 拡大	実施年度 <input type="checkbox"/> 令和2年度 <input type="checkbox"/> 令和3年度 <input type="checkbox"/> 令和4年度以降		
		所見 障害者虐待防止事業は障害者虐待防止法に基づく市町村業務であり、廃止、縮小することはできない。また障害者の安全確保を図るため、現状必要最低限のコストで事業を実施しており、コストの縮減もできない。保健福祉総合センター、障害者基幹相談支援センター、大阪府、他市町村等とより効果的に連携し、障害者の権利利益の擁護に資するべく取り組みを継続する必要がある。			